

鴨川認定こども園 重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	鴨川市
事業者の所在地	鴨川市横渚 1450
事業者の連絡先	04-7092-1111
代表者氏名	鴨川市長 佐々木 久之

(2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園							
名称	鴨川市立鴨川認定こども園							
所在地	鴨川市横渚 5 1 0							
連絡先	TEL・FAX 04-7092-2068							
施設長氏名	吉村 知子							
開設年月日	令和2年 4月 1日							
利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	1人	1人	1人	10人	10人	10人	30人
	2号・3号	6人	12人	12人	15人	15人	15人	75人
	合計	6人	12人	12人	25人	25人	25人	105人
当園の基本理念・方針	<p>○心情、意欲、態度の調和的な発達を基盤として、生き生きと活動し、健康で人間性豊かな子どもの育成に努める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元気で明るい子（健康で明るくがんばる子） ・なかよく遊べる子（自分の思いや考えを素直に表現し、友だちと仲良く遊べる子） ・考える子（イメージを膨らませ、工夫して遊べる子） ・思いやりのある子（友だちとの関わりを深め、喜びや悲しみを共感し合える子） 							

(3) 施設の概要 ばら棟

敷地	敷地全体	1,740. 62 m ²
	園庭	500 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 2階建て
	延べ	1,059. 72 m ²

施設の概要 ゆり棟

敷地	敷地全体	1375.00 m ²
	園庭	902 m ²
園舎	構造	木造 平屋建て
	延べ	698. 00 m ²

※ゆり棟は、原則園庭のみ使用します。

(4) 主な設備の概要 ばら棟

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	つぼみ組：0歳児
ほふく室	1 室	うめ組：1歳児
保育室	4 室	さくら組：2歳児クラス ばら組：3歳児クラス すみれ組：4歳児クラス ゆり組：5歳児クラス
遊戯室	1 室	
調理室	1 室	
職員室	1 室	

(5) 職員体制 (令和8年5月1日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	人	
副園長	人	人	人	
主任保育教諭	3 人	3 人	人	
主任准看護師	人	人	人	
主任調理士	1 人	1 人	人	
保育教諭	8 人	4 人	4 人	
教育補助員	人	人	人	
用務員	2 人	人	2 人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども (教育標準時間認定)】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	9時00分～14時00分 (5時間)
一時預かり	保育時間	朝： 7時30分～ 8時30分 夕： 14時00分～18時30分 土曜： 7時30分～13時00分
休業日	日曜日・土曜日・祝日・県民の日	
	年末・年始 (12月29日～1月3日)	
	夏季 (7月21日～8月31日)	
	冬季 (12月24日～1月6日)	
	学年末・学年始休業日 (3月25日～4月4日) ※4月1日から同月4日まで当該休業日日曜日及び土曜日がある場合にあつては、4月1日から起算して日曜日及び土曜日を除く4日間をいう。	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7時30分～18時30分（11時間）
	保育短時間	8時00分～16時00分（8時間）
延長保育	保育標準時間	
	保育短時間	7時30分～8時00分 16時00分～18時30分
開所時間	月～金曜日	7時30分～18時30分
	土曜日	7時30分～13時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

（7）利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
実費徴収	給食費	1月あたり	5,500円
		1食あたり	275円
	絵本代		400円～500円
その他	1号認定子どもの一時預かりに係る費用	月合計利用時間 1時間あたり	100円
	2号・3号認定子どもの延長保育に係る費用	月合計利用時間 1時間あたり	100円

(8) 支払方法

- ・保育料と給食費は、原則、口座振替をお願いします。
- ・振替日は月末です。ただし、12月は25日が振替日です。
※月末や12月25日が休日等の場合は、翌営業日の振替となります。
- ・一時預かり利用料、延長保育料、絵本代等実費徴収に係る費用は現金での納付となります。

(9) 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

【0～5歳児】自園給食により提供

※アレルギー児に対しては、個々に応じて栄養士による献立表を作成し、アレルギー食材の代替食品（代替メニュー）を提供している。

※離乳食は園児に合わせた献立表を栄養士が作成し提供している。

(10) 年間行事予定

月	行 事 内 容
4月	始業式、入園式、新入園児歓迎会、耳鼻科健診、視力・聴力検査
5月	こどもの日の集い、歯科健診、合同運動会、遠足、歯磨き指導
6月	芋苗植え、眼科健診、内科健診
7月	プール遊び、水遊び、七夕会、家庭教育学級、交通安全教室、終業式
8月	プール遊び、水遊び
9月	始業式、視力・聴力検査、お月見
10月	ミニ運動会、内科健診、修園遠足
11月	芋掘り、七五三詣り、就学時健康診断、遠足
12月	小学校との交流、マラソン大会、発表会、クリスマス会、交通安全教室 家庭教育学級、終業式
1月	始業式、お正月遊び、こま回し大会、修了記念写真撮影
2月	豆まき、お別れ遠足、小学校体験入学、お店屋さんごっこ、お別れ会、入園説明会 交通安全教室
3月	ひな祭り会、修了証書授与式、修了式

○その他の行事は園だより等でお知らせいたします。また都合により、変更になる場合があります。

(11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

<p>利用者の内定</p>	<p>【1号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の管理者が定めた選考方法による <p>【2号・3号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市が行う利用調整による
<p>退園理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
<p>利用に当たっての留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○登園は9時までをお願いします。 ○欠席又は登園が遅れる場合は9時までにご連絡ください。 ○原則として、保育時間内での迎えをお願いします。緊急の場合で、迎えが遅れたり延長保育を利用する場合は、電話でご連絡ください。 ○登園後に37.5℃を超えた場合、また熱がなくても嘔吐や下痢などの健康状態によっては、ご家庭にお子様の様子を連絡させていただきます。38℃を超えた場合はお迎えをお願いいたします。 ○ひきつけた事のあるお子様は、37℃を超えた場合、連絡をさせていただきます。 ○与薬の取り扱いはしていません。 ○予防接種後はお預かり出来ませんので、ご家庭で保育が出来る時に接種してください。 ○内科健診につきましては、園で受診できなかった場合、個人で受診していただきますのでご了承ください。 ○住所、仕事、世帯の状況や家庭状況などに変更があった場合は、「教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届出書）」の提出が必要です。必ず園へ申し出てください。

(12) 学校医

医療機関の名称	前川小児科クリニック
学校医名	近藤 敦
所在地	鴨川市貝渚136-1
電話番号	04-7093-0366

(13) 学校歯科医

医療機関の名称	鴨川歯科室
学校歯科医名	黒野 秀樹
所在地	鴨川市横渚261-1
電話番号	04-7092-1522

(14) 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子ども
の保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	安房郡市消防本部 鴨川消防署
所在地	鴨川市横渚1393
電話番号	04-7093-2131

【管轄する警察署】

警察署名	鴨川警察署
所在地	鴨川市横渚1465
電話番号	04-7092-0110

(15) 非常災害対策

防火管理者	ばら棟 高橋 美枝子
消防計画届出年月日	令和7年4月1日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。 ○予備知識：1回、地震：5回、火災：4回、風水害：1回 防犯：1回を実施。また初期消火訓練、119番通報訓練、マチコミメールでの伝達訓練を実施しています。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。
避難場所	鴨川市立鴨川小学校、亀田医療大学、熊野神社
緊急時の連絡手段	マチコミメールを使用します。

(16) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	高橋 美枝子・渡邊 絵里子	主任保育教諭
相談・苦情解決責任者	吉村 知子	園長

【要望・苦情等への対応方法】

<p>要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。</p> <p>要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。</p>

(17) 賠償責任保険の加入状況

独立行政法人 日本スポーツ振興センターの保険に加入しています。

種類	災害の範囲	給付金額
医療費 (負傷・疾病)	・原因である事由が園の管理下で生じたもので、治療(健康保険等の医療保険対象のもの)に要する費用の額が500点(5,000円)以上のもの	・医療保険診療の医療費総額の4割(そのうち1割の付加給付)の額【乳幼児医療助成により自己負担額が無い場合は1割の付加給付分のみ】

	・けがの他、皮膚炎、熱中症、溺水などの疾病も含まれる	・高額療養費の対象となる場合は自己負担額に1割の付加給付分を加算した額
障害見舞金	上記けがや疾病が治った後に障害が残ってしまった場合（その程度により第1級から第14級に区分される）	4,000万円～88万円 （通園中の災害の場合、2,000万円～44万円）
死亡見舞金	園の管理下において発生した事件に起因する死亡や上記疾病に直接起因する死亡	3,000万円 （通園中災害の場合、1,500万円）
	運動などの行為に起因する突然死	3,000万円 （通園中災害の場合、1,500万円）
	運動などの行為と関連のない突然死（乳幼児突然死症候群など）	1,500万円 （通園中災害の場合も同額）

（18）個人情報取り扱い

（個人情報の取り扱い方法）

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

（19）その他保護者に説明すべき事項

令和3年度より使用したオムツを園で処理しますので、オムツを使用している方は鴨川市指定ごみ袋「燃やせるごみ用45ℓ」を1袋（10枚入）をお持ちください。なお、お預かりしたごみ袋につきましては返却しませんのでご了承ください。